

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成28年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成28年12月19日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第85号 | 太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第2 | 議案第86号 | 大宰府展示館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第87号 | 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第4 | 議案第88号 | 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第5 | 議案第89号 | 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第6 | 議案第90号 | 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第7 | 議案第91号 | 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第8 | 議案第92号 | 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第9 | 議案第93号 | 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第10 | 議案第94号 | 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第11 | 議案第95号 | 太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第12 | 議案第96号 | 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第13 | 議案第97号 | 太宰府市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第14 | 議案第98号 | 太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の全部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第15 | 議案第99号 | 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第16 | 議案第100号 | 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |

- 日程第17 議案第101号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第18 議案第102号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第19 議案第103号 筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例を廃止する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第20 議案第104号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（分割付託）
- 日程第21 議案第105号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第22 議案第106号 平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第23 議案第107号 平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第24 議案第108号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議員の派遣について
- 日程第26 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	堺 剛 議員	2番	船 越 隆 之 議員
3番	木 村 彰 人 議員	4番	森 田 正 嗣 議員
5番	有 吉 重 幸 議員	6番	入 江 寿 議員
7番	笠 利 毅 議員	8番	徳 永 洋 介 議員
9番	宮 原 伸 一 議員	10番	上 疆 議員
11番	神 武 綾 議員	12番	小 畠 真由美 議員
13番	陶 山 良 尚 議員	14番	長谷川 公 成 議員
15番	藤 井 雅 之 議員	16番	門 田 直 樹 議員
18番	橋 本 健 議員		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番	村 山 弘 行 議員
-----	------------

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	芦 刈 茂	副 市 長	富 田 譲
教 育 長	木 村 甚 治	総 務 部 長	石 田 宏 二
地域健康部長	友 田 浩	総 務 部 理 事 兼公共施設整備課長	原 口 信 行
建設経済部長	井 浦 真須己	市民福祉部長	濱 本 泰 裕
観光推進担当部長 兼観光経済課長	藤 田 彰	教 育 部 長	緒 方 扶 美
上下水道部長	今 村 巧 児	教 育 部 理 事	江 口 尋 信

総務課長 田 中 縁
地域づくり課長 藤 井 泰 人
市民課長 行 武 佐 江
社会教育課長 中 山 和 彦
監査委員事務局長 渡 辺 美知子

経営企画課長 山 浦 剛 志
文化学習課長 木 村 幸代志
都市計画課長 木 村 昌 春
上下水道課長 古 賀 良 平

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（４名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮
書 記 山 浦 百合子

議事課長 花 田 善 祐
書 記 高 原 真理子

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1から日程第4まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第85号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」から日程第4、議案第88号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託された議案第85号から議案第88号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第85号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」、現行の指定管理期間が平成29年3月末をもって満了するため、太宰府市指定管理者候補者指定委員会の審査の結果、候補者として株式会社テノ・サポートが選定されたので、指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成29年4月から平成34年3月までの5年間とする旨の説明を受けました。

委員からは、選定の経緯、詳細について等の質疑があり、執行部からは、2社応募があり、書類選考、面接、プレゼンテーション等を行い、子育て関連施設での実績、経験、法的な知識等もあるということで、最終的にテノ・サポートに決定をした等の回答を受けました。

その他質疑を終え、討論については、機構改革で学童が教育部から離れてしまうことで連携等が不安なところもあるが、引き続き子どもたちが穏やかに生活できるような努力をしていただきたいとの賛成討論が1件あり、反対討論はなく、採決の結果、議案第85号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号「太宰府展示館の指定管理者の指定について」、現行の指定管理期間が平

成29年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として公益財団法人古都大宰府保存協会を選定し、指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成29年4月1日から3年間とする旨、説明を受けました。

委員からは、古都大宰府保存協会の構成について等の質疑があり、執行部からは、理事長1人、事務局長1人、嘱託・臨時職員7人との回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第86号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」、現行の指定期間が平成29年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定し、指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成29年4月1日から3年間とする旨、説明を受けました。

委員からは、文化ふれあい館も史跡等を回遊する場所にある形から、議案第86号と同じく、古都大宰府保存協会がやってもいいのではないかと考えるが、委託できない制約等があるのか等の質疑があり、執行部から、制約等はない、今後歴史の散歩道の中核施設というところを考えると、展示館と文化ふれあい館等を一体的に事業でやっていくように変えていくということも考えなければならないというふうに思っているとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第87号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第88号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」、現行の指定期間が平成29年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定し、指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成29年4月1日から3年間とする旨、説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第88号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第85号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第86号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第87号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第88号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第85号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第85号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時06分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第86号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第86号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時07分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第87号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第87号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時07分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第88号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第88号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第10まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第5、議案第89号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」から日程第10、議案第94号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番(小島真由美議員) おはようございます。

環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第89号から議案第94号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第89号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」、本議案は平成29年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了となることから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらな

い候補者として、引き続き公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成29年度から3年間にわたり指定管理者の候補に選定するものとの説明を受けました。

委員からは、指定管理者の評価についての考えは等の質疑があり、執行部より、指定管理者は、本来であれば市の直営で行うような業務に民間の活力を導入しようという法改正のもとで制度が導入された経緯があり、市の意向を十分に反映させる必要がある施設については、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定管理を任せるという方針である等の回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第89号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第90号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」、本議案は平成29年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了となることから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として、引き続き公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成29年度から3年間にわたり指定管理者の候補に選定するものとの説明を受けました。

委員からは、今回外部評価委員会という形で事業評価をされていると思うが、指摘や提案はどのようなものだったのか、文化事業の評価や効果をはかる基準は難しいと思うが、方法としてどのような意見が出たのか等の質疑があり、執行部より、委員からは、指定管理料に見合う効果がどれだけあるかを市民へもっと出すべきであり、投資に対する市民の満足度を数字で出すよう指摘を受けた等の回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第90号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第91号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」、議案第92号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」及び議案第93号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」、この3議案は、いずれも平成29年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了となることから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として、引き続き公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成29年度から3年間にわたり指定管理者の候補に選定するものとの説明を受けました。

委員からは、歴史スポーツ公園のトイレの管理が不十分との声があるが、どのような形で管理しているのか等の質疑があり、執行部より、指定管理を行っているのはテニスコート、多目的グラウンド、管理棟と弓道場、相撲場などの有料公園部分であり、駐車場やトイレは建設課が管理をしている。トイレの管理については、建設課とスポーツ課が連携をとって行っている等の回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第91号、議案第92号及び議案第93号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第94号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」、本議案は管理運営面において十分な実績を有し、誠実に履行が行われていることから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として、引き続き社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を平成29年度から3年間にわたり指定管理者の候補に選定するものとの説明を受けました。

委員からは、今回の提案によると、今後3年間は老人福祉センターを存続させるという基本方針なのか、また小さな改修の必要性や、階段を上がらないとトイレを利用できないという構造であるなど、指定管理者サイドから改修等の要望への対応実績は等の質疑があり、執行部より、昨年度もボイラーやお風呂、そして空調の改修を行っており、3年間は使用できる状況である。施設自体が古いため、バリアフリー構造になっていないという大きな課題は残しているものの、随時改修を行っている等の回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第94号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第89号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第90号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第91号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第92号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第93号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第94号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第89号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第89号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時15分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第90号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第90号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時16分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第91号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第91号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時17分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第92号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第92号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時17分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第93号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第93号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時18分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第94号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第94号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11から日程第15まで一括上程

○議長（橋本 健議員） 日程第11、議案第95号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」から日程第15、議案第99号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第95号から議案第99号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第95号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」、これは平成29年4月1日に予定している機構改革に伴い、事務分掌条例を改正するもので、新旧対照表に沿って現行からの変更点について説明を受けました。

各部に所属する課や係等の詳細な事項については、この条例に従い、職務執行規則の中でめるとあわせて説明を受けました。

委員からは、今度の機構改革で検討した結果、職員数の変動はあるのか等の質疑があり、執行部からは、現在人員配置については業務として増える部などがあることから、人数の調整は検討している等の回答を受けました。

その他の質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第95号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第96号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」、これは本年の人事院勧告に伴い、特別職、議員、任期付職員及び一般職の給与等についての改定を行うもので、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきたので、今回も勧告に従い改正するとの説明を受けました。

委員からは、任期付職員の数について質疑があり、執行部からは、調理員3名、研究職1名の計4名との回答を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第96号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号「太宰府市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、これは所得税法等の一部を改正する法律第8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、改正を行うものです。

今回の法改正が適用される地域が台湾のみに指定されていることから、本市における該当はほとんどないものと考えているとあわせて説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第97号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

次に、議案第98号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の全部を改正する条例について」、この条例は、平成29年4月からの機構改革に伴うもので、スポーツに関しては学校教育におけるスポーツも社会教育を初めとするスポーツも同じ部局で一括して推進したほうがよいとの考えで、スポーツに関する分野を特例条例から削除して、教育委員会所管、教育部のほうに移すものとの説明を受けました。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第98号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第99号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」、今回の改正は、水城跡、県道112号線の東側に便益施設を設置、これを公の施設として大宰府展示館の分館、水城館という名称で位置づけるために改正を行うものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第99号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第95号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第96号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第97号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第98号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第99号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第95号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 議案第95号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」、原案に反対の立場で討論します。

先ほどは人員配置に関する質疑があったと報告をいたしました。細かいことを申しますと、総務文教常任委員会での審議において、児童福祉に関すること、学童保育に関すること、児童虐待に関すること、交通渋滞に関すること、ICT推進に関することなど多くの疑義が示されています。また、機構改革について、市長がかわるたびに何百万円も何千万円もかけてやる必要があるのかなどの意見がありました。これらのことを踏まえ、組織の見直しと運用については十分な配慮を期待しているわけでございます。

しかしながら、先週2日間にわたり行われた一般質問において、複数の議員からの疑問や提案に対し、市長からは全くと言っていいほど具体的な、あるいは真摯な回答はいただかず、大きな不安を覚えます。このままこの条例が可決され、既に示されている組織編成案が実施されれば、市政に混乱が生じ、それは市民の不利益につながると考えます。

機構改革の実施が来年4月以降であれば、3月議会でも十分に合います。内容の精査、再考、意見の反映を行った上で、必要ならば再提案いただきたいと思います。

以上により、残念ですが、可決すべきという報告には賛成できません。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 賛成の立場で討論をさせていただきますが、先ほど総務文教常任委員長報告にもありましたように、私も総務文教常任委員会の傍聴にも入っておりました。そして、本会議2日間にわたるこの関連の質問の中では、疑問点も出されたところはございます。そして、私も本会議2日目に質疑をさせていただきました。

今年度置かれた担当課長が、来年度はこの機構改革によって、事実上1年限りで終わってしまうというような形には疑問点も残っておりますが、芦刈市長におかれまして、今後折り返しの2年間に入っていく中で、芦刈市長の市政運営を発揮する上の機構づくりであるということは理解をいたして、賛成はいたしますが、この委員会あるいは疑問点が出た対応につきましては、議案が可決された場合においても真摯に対応していただきたいということは強く強調いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 反対の立場から討論をいたします。

詳細はさきに一般質問の中でしっかりと述べさせていただきましたけれども、市長権限のもとで行われた組織改革につきましては、全くの真摯な回答と受けとめられませんでしたので、今回は反対の立場でいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 賛成の立場で討論いたします。

この条例は、平成29年4月1日に組織機構の改革を実施するために、副市長及び教育長を中

心として4月から行政事務改善委員会を立ち上げられまして、全部長で7回されておりまして、あわせて5月からは行政事務改善検討委員会ということで、各部門代表課長、係長が15人寄られまして6回もされております。その組織機構について調査を十分検討され、各部門の公平性を含めて検討され、提案されております。また、現在のわかりにくい組織は早く改正しないと、市民の皆さんも職員も大変困っていると考えますので、賛成をいたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 総務文教常任委員会では賛成いたしましたけれども、議案第95号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」、原案に反対の立場で討論いたします。

委員会の中でも発言させていただきましたが、市長がかわるたびに市民の税金で何百万円も何千万円もかけてやる必要があるのか、市民は混乱しないのかということで質問いたしましたけれども、なかなか明確なご回答は得られず、ましてや一般質問においても市長の真摯な答弁が得られず、課長、係長の意見は全く聞いてないということで、現場に一番近いやっぱり課長、係長の意見を私は聞くべきだと思います。

よって、この第95号については反対いたします。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 第95号議案「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」、賛成の立場で討論に参加します。

今、市役所の事務分掌は、市民福祉部のように市民課、税務課、福祉課が同じ部の中にあり、かなり広範囲の部であること、また関係する課、例えば子育て支援センター、保育児童課が違う部であることなど、より市民サービスを充実させるためにも、今回の太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例については期待しているところです。

しかし、議会での一般質問に対する市長の答弁には疑問を感じるものがありました。いま一度、一番重要な太宰府市民への行政サービスは何か、またそのサービスを充実させるための働きやすい職場について、より一層検討していただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに反対討論はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） この第95号に関しましては、反対の立場から討論させていただきます。

私も以前より一般質問等で、その観光政策のあり方、それを担う部署についていろいろ質問させていただきました。これについて今回、観光文化部ということで、市長の思いはよくわかるところでございますけれども、どうもこれについては納得いかないところがございまして、何で文化学習課とつながるのか、そして国際交流課とつながるか、どうしてもそれが疑問に思

います。やはり太宰府市の柱としての観光として、観光は柱としての一つを担っておりまして、やはり観光政策についてはもう少し分厚いやり方があるのではないかと考えております。

そういうことから、今後も特に組織の中、機構改革については、観光文化部に関してもう一度再構築をさせていただいて、そういう形で提案をしていただければ大変ありがたいと思っておりますので、そのことを踏まえて、要望も踏まえて、今回は反対をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

5 番有吉重幸議員。

○5 番（有吉重幸議員） 賛成の立場で討論したいと思います。

私も先ほどの一般質問で市長の意見を聞いて、大きな不安は覚えました。しかしながら、市長がこのたび機構改革ということで、全力を挙げてやっていただける、また今後この改革を誠心誠意やっていただけるということを真摯に信用しまして、今回賛成したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 私は、賛成の立場で討論いたします。

確かに福祉の関係や市民サービスについては、各部を切り分けたような形で組みかえただけのような感じがして、すごく心配な部分もあります。また、観光、文化に関しましても、すごく観光、文化に偏重しているように見受けられます。

一方、産業の部分についてはちょっと弱いのかなという心配もございますけれども、市長も2年目ということで、市長が目指すまちづくりのためにしっかり組織を改編して、まちづくりを行っていくというための機構改革であると信じています。

ある意味、機構改革は市長の裁量的な部分もあると思っていますし、それを信じたいし、一部信じなきゃいけないかなという気持ちもありまして、しっかりこれを機能させていただきますようお願いしまして、賛成の意見といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 議案第95号に対して賛成の立場で討論いたします。

新旧の対照表を見れば、同じ業務をしていくに当たっても、幾つかの切り分け方があるということは明らかかと思います。大切になってくるのは、庁内の連携になると思います。どのような分け方をしてもそのようになると思いますので、しっかりとした連携を課のレベルで、部のレベルで、また三役のレベルでしっかり見通しを持つようお願いした上で、賛成討論いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(可否同数)

○議長(橋本 健議員) 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、議長は否決と裁決いたします。

よって、議案第95号は否決されました。

〈否決 賛成8名、反対8名 午前10時35分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第96号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時36分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第97号「太宰府市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時37分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第98号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の全部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） この案件も、先ほどの第95号と密接な関係がございますので、反対いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 議案第98号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の全部を改正する条例について」、総務文教常任委員会では賛成いたしましたけれども、第95号との関連がありますので反対いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。

よって、議案第98号は否決されました。

〈否決 賛成7名、反対9名 午前10時38分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第99号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第99号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第16から日程第19まで一括上程**

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第16、議案第100号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第19、議案第103号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第100号から議案第103号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第100号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」、本議案は、平成29年4月に予定している機構改革に伴い、福祉関係の事務室として使用予定の214研修室について、現在行っている一般貸し出しを中止するものとの説明を受けました。

委員からは、機構改革により福祉のどこかが情報センターの中に行くことになっているのか等の質疑があり、執行部より、庁舎内の事務室が移転するのではなく、保健センター横にある療育相談室の場所を移転するものとの回答を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第100号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第101号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、本議案は、国民健康保険税のうち後期高齢者支援金及び介護納付金に係る税率改定、国民健康保険税の減免規定の改定及び法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の附則を改正するものです。

そのうち国民健康保険税率の改定については、太宰府市国民健康保険運営協議会から税率改定の答申を受け、平成29年度からの国保税率を改定するもので、改正内容としましては、国保税の3本柱である後期分は税率は引き上げ、介護分については税率を引き下げ、医療分は据置きというものであります。また、これらについて、条例の新旧対照表とあわせて説明を受けました。

委員からは、第24条の減免規定における所得及び貯蓄の定義は、また保険税の引き上げという改定に関しては、事実上2年連続という形になるが、運営協議会の中で議論はあったのか等の質疑があり、執行部より、減免対象者の規定の中に、疾病、負傷、その他やむを得ない理由

による失業、廃業等により所得が激減し、それで国民健康保険税の納付が困難と認められる者と規定している。貯蓄等については、運用の面で判断することとなり、筑紫地区において運用の統一性を図りたい。また、太宰府市国民健康保険運営協議会への諮問の際に、平成28年度の単年度収支の決算見込みである医療分と後期分は赤字、介護分は黒字ということを前提に、3つの具体的な提案を行った結果の答申である等の回答を受けました。

討論については、減免規定の創設や、保険税において医療給付分は据え置き、介護納付金部分は引き下げという形にされた部分は評価するが、後期の支援金部分の引き上げにより、事実上保険税の引き上げになる内容であり、2年連続被保険者において負担増になるという部分は容認できないとの反対討論が1件ありました。

採決の結果、議案第101号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第102号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」、本議案は65歳以上の第1号被保険者の保険料段階を判定するために用いる前年度の合計所得金額の取り扱いの改定であり、このたびの熊本震災のように土地収用等で土地を譲渡した場合は、翌年の所得急増に伴い介護保険料を判定する所得段階が上がり、介護保険料が高額になってしまう。しかし、本人の責めに帰さない理由もあることから、介護保険料の所得段階の判定に用いる合計所得から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いるという改定、また介護保険料は原則3年間同一の保険料率を用いることとされており、現在の保険料率は平成29年度までとなるが、今回の見直しを速やかに施行する観点から、特例的に平成29年度から当該所得指標を用いるものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第102号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第103号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」、筑紫地区障害支援区分等審査会は、障がい福祉サービスを利用するに当たり、自治体がサービスの種類や量を決定する際の障がい支援区分を審査決定する重要な事業であり、平成18年度から筑紫地区4市1町で共同設置し、運営を行っており、平成26年度と平成27年度が太宰府市が担当市として条例設置をしていた。しかし、今年度から事務局が他自治体へ移っていることから、本議案を提案するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第103号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第100号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第101号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第102号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第103号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

○議長（橋本 健議員） これから討論、採決を行います。

議案第100号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時46分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第101号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第101号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、反対の立場で討論いたします。

今回の条例改正で税率改定が提案されています。3本柱である医療給付分は据え置き、介護納付金については黒字分を加入者に還元するということで減額になる部分については評価をいたします。しかしながら、国保加入者全てに係る後期高齢者支援金分については増額、そのことによって税額合計額が増額となります。昨年に続いて連続の引き上げとなっています。

保険税の引き上げは、国保加入者の多くを占める非正規雇用の方、また高齢者の方々の負担が増える結果となります。憲法で保障された社会保障の後退につながる今回の条例改正については、同会派の藤井雅之議員とともに反対といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対2名 午前10時48分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第102号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第102号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時49分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第103号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第103号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時49分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第104号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第20、議案第104号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第104号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、3款2項4目学童保育所管理運営費1億6,736万7,000円の増額補正。主な内容としては、水城小学校、太宰府南小学校において児童数や特別支援学級の増加に伴い、校舎内にある学童保育所を、同学校敷地内に学童保育専用のプレハブ建設を設置し移設する予定であり、その建築のため建築確認申請手数料、工事設計監理等委託料、新築等工事費等による補正であります。

財源については、国庫補助金、県補助金合わせて7,395万4,000円が歳入に計上され、また新年度にまたがっての事務になることから、関連する項目として第2表繰越明許費補正についてあわせて説明を受けました。

次に、10款2項1目小学校管理運営費309万円の増額補正。主な内容としては、11節需用費250万円で、小学校1、2年生で使用する算数セットについて、保護者負担の軽減を図るため、全学校分の新1年生の児童数分を市で負担するものとの説明を受けました。

委員から、保護者負担軽減ということだが、今まではこういったことはなかったのかとの質疑がなされ、執行部より、今回が初めてであるとの回答がありました。

次に、10款3項1目中学校施設整備費2億7,020万円の増額補正。主な内容としては、太宰府中学校大規模改造工事と太宰府西中学校トイレ改修工事の設計監理等委託料及び工事費です。

財源として、学校施設環境改善交付金として国庫補助金4,907万7,000円、また中学校整備事業費2億980万円が市債として歳入に計上されているとの説明を受けました。また、関連する項目として、第2表繰越明許費、第4表地方債補正についてもあわせて説明を受けました。

次に、歳入の主なものとしましては、18款1項1目財政調整資金繰入金7億7,219万8,000円、これは12月の補正財源調整として財政調整資金を充てるものです。12月補正充当後の財政調整資金残高は23億7,897万3,025円となるとの説明を受けました。

次に、第3表債務負担行為補正については、追加5件、変更1件が計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第104号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 次に、各常任委員会に分割付託された議案第104号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の環境厚生常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

補正内容の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてをあわせて説明を受け、審査を行いました。

主なものとしましては、3款1項1目の国民健康保険事業特別会計関係費5億872万2,000円の増額補正。これは、国保特別会計の赤字補填のための繰出金5億円、出産育児一時金に係る繰出金840万円及び人件費に係る繰出金32万2,000円であり、財源は全て一般財源であるとの説明を受けました。

次に、同目の臨時福祉給付金給付事業費2億159万8,000円の増額補正。これは経済対策臨時福祉給付金事業において、所得が低い方に対して、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分として、1人当たり1万5,000円給付するという平成28年8月の閣議決定によるものであり、全額国庫補助金を充当するものであるとの説明を受けました。

次に、3款1項4目の障がい児通所支援給付関係費5,657万8,000円の増額補正。主な内容としましては、18歳以下の発達障がい等を有する児童に対し、本人の療育や保護者の介護負担の軽減を目的に支援を行うための放課後等デイサービス等の利用対象者と利用実日数の増加による5,412万4,000円の増額補正であり、財源としては国庫負担金と県負担金を充当するものであるとの説明を受けました。

委員からは、2年前と比較すると3倍強の額になっているが、来年の予測を立てているのか、また国や県の制度変更の見通しはあるのか等の質疑があり、執行部から、障がい児通所支援給付費の伸びは太宰府市に限るものではなく、近隣においても伸びており、本年度の伸びを勘案して来年度の当初予算を要求しているところである。また、現在のところ国、県からの制

度改正に伴うような情報提供はないとの回答を受けました。

次に、第3表債務負担行為補正では、松川運動公園の開放管理業務委託料1件が計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第104号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 各常任委員会に分割付託された議案第104号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出としましては、6款1項5目農地費、13節委託料191万2,000円の増額補正。これは、観世音寺地区にある旧山の井池の斜樋の堤体に面した部分に洗掘が見られ、9月補正で修繕対策を行ったが、今回は池を干す農閑期に斜樋補修を行うものとの説明を受けました。

委員からは、市内の池で危険な可能性のあるところはあるかとの質疑があり、執行部からは、市内にため池が60ほどあり、その中でも調査を行う池は数カ所あり、計画的に調査、補修を行っていくとの回答がありました。

次に、7款1項2目商工振興費、19節負担金、補助及び交付金50万円の増額補正。これは、太宰府市中小企業資金融資規定に基づく福岡県信用保証協会の信用保証を利用し融資を受けた場合の保証料を、返済完了後に事業者に補助するものとの説明を受けました。

委員からは、景気にかなり動向される部分があるようだが、状況はどうかとの質疑があり、執行部からは、景気については全国と同様、少しよくなっているという報告を受けているとの回答がありました。

次に、8款4項1目都市計画総務費、19節負担金、補助及び交付金600万円の増額補正。これは、本年度当初予算及び9月補正で木造戸建て住宅耐震改修補助額について、20件分の1,200万円を計上したが、本年の熊本地震の影響が大きく、問い合わせが続いている状況であり、さらに増額補正するものとの説明を受けました。

その補正財源として、歳入に14款2項4目2節防災・安全社会資本整備交付金として国の補助金150万円、15款2項6目1節木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金として県の補助金300万円が増額補正されております。

委員からは、来年度予算は当初から本年度より増額するののかとの質疑があり、執行部からは、来年度は国の補助金のみになるので、本年度は駆け込み需要が多い状況であり、来年度は熊本地震以前の申請額の状況で計上するとの回答がありました。

また、委員から、現在補助金の希望待ちの人はどれぐらいいるのかとの質疑があり、執行部からは、現在申請が18件、そのほかに9件待つてあるとの回答がありました。

その他、繰越明許費補正が1件、地方債補正変更が1件計上されています。

審査では、執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第104号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21から日程第23まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第21、議案第105号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第23、議案第107号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正

予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第105号から議案第107号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第105号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ8,247万3,000円を増額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、国民健康保険団体連合会からの平成28年度の当該拠出金の見込み額通知による高額医療費共同事業拠出金の増額補正及び平成27年度の国、県からの概算交付を受けていた負担金を、実績報告に基づき平成28年度の精算返還金として増額補正をするものです。

また、累積赤字削減のため、5億円の一般会計からの法定外繰り入れに伴う財源更正についても計上するものとの説明を受けました。

委員からは、出産育児一時金の金額が増えているが、本市において何か傾向があるのか等の質疑があり、執行部から、国民健康保険の被保険者である約1万世帯の出産件数の増加であり、市全体の状況は把握していないとの回答を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第105号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第106号「平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、その主な審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ25万6,000円を増額補正するものです。

歳出としては、人事院勧告と職員の異動等に伴い、職員給与費の増額補正を行うものであり、歳入は一般会計繰入金として同額を計上するものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第106号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第107号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、その主な審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ399万2,000円を増額補正するものです。

歳出としては、来年度からの総合事業実施に伴い、電算システムの改修が必要となったことから、介護保険システムの改修委託料379万2,000円を増額補正及び包括的支援事業システムの改修委託料20万円の増額補正であり、財源としては国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金等の合計399万2,000円、歳出と同額を計上するものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第107号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第105号から議案第107号までの報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第105号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第106号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第107号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第105号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第105号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時07分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第106号「平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第106号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時08分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第107号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第107号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第108号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第24、議案第108号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

平成28年太宰府市議会第4回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、補正予算1件の議案の審議をお願い申し上げますのでございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第108号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、中央公民館の空調設備等改修関係費として、債務負担行為補正につきまして追加計上させていただいております。

中央公民館につきましては、平成29年5月から7月にホール内の音響、照明等の改修2期工事を予定しておりますが、この期間中に空調設備改修工事もあわせて実施するほうが、施設利用者の皆様の利便性につながることから、平成29年度中の工事に向け事務に取りかかるため、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第108号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第25 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第25、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第26、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から、太宰府市議会会議規則第

110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成28年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、平成28年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年2月17日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 森 田 正 嗣

会議録署名議員 有 吉 重 幸